

# 平成26年9月亀山市議会定例会提出議案

## 条例制定・改廃の背景及び趣旨

	頁
議案第51号 亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例	1
議案第52号 亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例	6
議案第53号 亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	13
議案第54号 亀山市消防長及び消防署長の資格を定める条例	16
議案第55号 亀山市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例	18
議案第56号 亀山市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例	19
議案第57号 亀山市地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例	20

件名	亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例	健康福祉部 子ども総合センター 子ども家庭室
----	--	------------------------------

## 1 制定・改廃の背景と趣旨

一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を目指し、子ども・子育て支援新制度を実施するため、「子ども・子育て支援法」（平成24年法律第65号）が制定され、特定教育・保育施設（認定こども園、幼稚園及び保育園）の設置者及び特定地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業）を行う者は、市町村の条例で定める基準に従って保育を提供しなければならないこととされました。

条例で定める基準については、内閣府令で定める基準に従い、又は参酌しなければならないとされており、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」（平成26年内閣府令第39号。平成26年4月30日公布。以下「内閣府令」といいます。）によりその基準が示されたため、本条例を制定するものです。

## 2 制定内容

亀山市の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について、市の実情を踏まえて検討したところ、幼児期の学校教育及び保育の総合的な提供並びに地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する必要があるため、内閣府令により示された基準と同様の内容を定めることとします。

### （1）総則 <第1条から第3条まで関係>

条例制定の目的及びこの条例で使用する用語の定義を定めるほか、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の一般原則として次の事項を定めます。

- ア 適切な環境が等しく確保されることを目指すものであること
- イ 子ども意思及び人格を尊重して保育を提供すること
- ウ 他の特定教育・保育施設等との密接な連携に努めること
- エ 子どもの人権の擁護等のため必要な体制の整備を行うこと

### （2）特定教育・保育施設の運営に関する基準 <第4条から第36条まで関係>

- ア 利用定員に関する基準

- (ア) 認定こども園及び保育所の利用定員の数を20人以上とします。
- (イ) 特定教育・保育施設は、子ども・子育て支援法に定める子どもの認定区分ごとに利用定員を定めることとします。ただし、3号認定の利用定員については、さらに満1歳未満と満1歳以上に区分して定めることとします。

特定教育・保育施設の区分	利用定員を定める子どもの認定区分		
認定こども園	1号認定	2号認定	3号認定
幼稚園	1号認定		
保育所		2号認定	3号認定

(参考)

- 1号認定 保育を必要としない満3歳以上の小学校就学前の子ども
- 2号認定 保育を必要とする満3歳以上の小学校就学前の子ども
- 3号認定 保育を必要とする満3歳未満の小学校就学前の子ども

#### イ 運営に関する基準

- (ア) 特定教育・保育の提供の際、特定教育・保育施設に関する重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、保護者の同意を得なければならないこととします。
- (イ) 特定教育・保育施設は、保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならないこととします。
- (ウ) 特定教育・保育施設は、保護者から法定代理受領により施設型給付費を受ける場合は市町村が定める利用者負担額の支払を、法定代理受領によらない場合には内閣総理大臣が定める基準により算定した額（公定価格）の支払を受けることとします。
- (エ) 施設の区分に応じ、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針又は幼稚園教育要領に基づき、特定教育・保育の提供を行うこととします。

#### ウ 特例施設型給付費に関する基準

- (ア) 保育所が1号認定子どもに特別利用保育を提供する場合は、都道府県等が条例で定める児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を遵守しなければならないこととします。
- (イ) 特別利用保育に係る1号認定子どもと、現に施設を利用している2

号認定子どもの総数は、2号認定子どもについて定められた利用定員の総数を超えないこととします。

(3) 特定地域型保育事業の運営に関する基準 <第37条から第52条まで関係>

ア 利用定員に関する基準

特定地域型保育事業の利用定員について、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める範囲内において定めることとします。ただし、3歳未満の利用定員（事業所内保育事業は、従業員枠と地域枠ごとの利用定員）については、さらに満1歳未満と満1歳以上に区分して定めることとします。

特定地域型保育事業の種類	利用定員の範囲
家庭的保育事業	1人以上5人以下
小規模保育事業A型	6人以上19人以下
小規模保育事業B型	6人以上19人以下
小規模保育事業C型	6人以上10人以下
居宅訪問型保育事業	1人
事業所内保育事業	制限なし

イ 運営に関する基準

- (ア) 特定地域型保育の提供の開始の際、重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、保護者の同意を得なければならないこととします。
- (イ) 特定地域型保育事業者は、保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならないこととします。
- (ウ) 保育内容に関する支援や代替保育の提供を行い、特定地域型保育の提供終了後の教育・保育の受け皿となる連携施設（認定こども園、幼稚園又は保育所）を適切に確保しなければならないこととします。
- (エ) 特定地域型保育事業者は、保護者から法定代理受領により地域型保育給付費を受ける場合は市町村が定める利用者負担額の支払を、法定代理受領によらない場合には内閣総理大臣が定める基準により算定した額（公定価格）の支払を受けることとします。
- (オ) 保育所保育指針に準じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならないこととします。

(カ) 運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならないこととします。

#### ウ 特例地域型保育給付費に関する基準

(ア) 特定地域型保育事業者が1号認定子どもに特別利用地域型保育を提供する場合は、市町村が条例で定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を遵守しなければならないこととします。

(イ) 特別利用地域型保育に係る1号認定子どもと、現に事業所を利用している3号認定こどもの総数は、その事業所の利用定員の総数を超えないこととします。

(ウ) 特定地域型保育事業者が2号認定子どもに特定利用地域型保育を提供する場合は、市町村が条例で定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を遵守しなければならないこととします。

(エ) 特定利用地域型保育に係る2号認定子どもと、現に事業所を利用している3号認定子どもの総数は、その事業所の利用定員の総数を超えないこととします。

### 3 その他

(1) 施行日は、「子ども・子育て支援法」の施行の日とします。

(2) 特定保育所（私立の保育所）について、当分の間、施設型給付費制度に代えて委託費の支払とする特例を設けます。

(3) 1号認定子どもの施設型給付費の額について、当分の間、全国统一費用部分（義務的経費）と地方単独費用部分（裁量的経費）の合計額とする経過措置を設けます。

(4) 小規模保育事業C型の利用定員を6人以上10人以下とする基準について、施行日から5年を経過する日までの間、6人以上15人以下とする経過措置を設けます。

(5) 特定地域型保育事業者について、施行日から5年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができるとする経過措置を設けます。

(参考)

子ども・子育て支援新制度とは、平成24年8月に成立した子ども・子育て関連3法と総称される次の法律に基づく制度です。

- ① 子ども・子育て支援法
- ② 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律
- ③ 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

件名	亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例	健康福祉部 子ども総合センター 子ども家庭室
----	--------------------------------	------------------------------

## 1 制定・改廃の背景と趣旨

一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を目指し、子ども・子育て支援新制度を実施するため、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成24年法律第67号）により児童福祉法が改正され、従来の認可保育所における保育事業に加え、市町村の条例で定める基準により認可を受けた事業者が家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業を実施することができることになりました。

条例で定める基準については、市町村が、省令で定める基準に従い、又は参酌して条例で定めなければならないとされており、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第61号。平成26年4月30日公布。以下「省令」といいます。）によりその基準が示されたため、本条例を制定するものです。

## 2 制定内容

亀山市の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準について、市の実情を踏まえて検討したところ、幼児期の学校教育及び保育の総合的な提供並びに地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する必要があるため、省令により示された基準と同様の内容を定めることとします。

### (1) 総則 <第1条から第21条まで関係>

条例制定の目的及びこの条例で使用する用語の定義を定めるほか、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業に共通する基準を次のとおり定めます。

ア 市は、家庭的保育事業等の最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

イ 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人ひとりの人格を尊重して、その運営を行わなければならないことと

します。

ウ 家庭的保育事業者等は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、当該家庭的保育事業等の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならないこととします。

エ 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除きます。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう、連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」といいます。）を適切に確保しなければならないこととします。

オ 家庭的保育事業等において利用乳幼児の保育に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならないこととします。

カ 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならないこととします。

キ 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、家庭的保育事業所等内で調理する方法により行わなければならないこととします。

ク 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければならないこととします。

ケ 家庭的保育事業者等は、事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならないこととします。

## （2）家庭的保育事業 <第22条から第26条まで関係>

家庭的保育事業の基準を次のとおり定めます。

ア 家庭的保育事業は、家庭的保育者の居宅その他の場所（保育を受ける乳幼児の居宅を除きます。）であって、次の要件を満たすものとして、市長が適当と認める場所で実施することとします。

(ア) 乳幼児の保育を行う 9.9 m<sup>2</sup>以上（ただし、保育する乳幼児が 3 人を超える場合には 1 人につき 3.3 m<sup>2</sup>以上を加えます。）の専用の部屋を設けること。

(イ) 乳幼児の保健衛生上必要な採光、照明及び換気の設備を有すること

(ウ) 衛生的な調理設備及び便所を設けること

(エ) 同一の敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した庭（付近にあるこれに代わるべき場所を含みます。）の面積は、満 2 歳以上の幼児 1 人につき、3.3 m<sup>2</sup>以上であること

(オ) 火災報知器及び消火器を設置するとともに、消火訓練及び避難訓練を定期的実施すること

イ 家庭的保育事業を行う場所には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならないこととします。

ウ 家庭的保育者は、市長が行う研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者としてします。

エ 家庭的保育者 1 人が保育することができる乳幼児の数は、3 人以下とします。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者とともに保育する場合には、5 人以下とします。

オ 家庭的保育事業における保育時間は、1 日につき 8 時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、家庭的保育事業を行う者が定めるものとします。

### (3) 小規模保育事業 <第 27 条から第 36 条まで関係>

小規模保育事業は、A 型、B 型及び C 型に区分し、それぞれの区分ごとに基準を次のとおり定めます。

#### ア 小規模保育事業 A 型

(ア) 小規模保育事業 A 型を行う事業所（以下「小規模保育事業所 A 型」といいます。）の設備の基準を定めることとします。

(イ) 小規模保育事業所 A 型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならないこととします。

(ウ) 保育士の数は、次の表の左欄に掲げる乳幼児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める数の合計数に 1 を加えた数以上とすることとします。

区 分	数
乳児	おおむね 3 人につき 1 人
満 1 歳以上満 3 歳未満の幼児	おおむね 6 人につき 1 人
満 3 歳以上満 4 歳未満の児童	おおむね 20 人につき 1 人
満 4 歳以上の児童	おおむね 30 人につき 1 人

イ 小規模保育事業 B 型

(ア) 小規模保育事業 B 型を行う事業所（以下「小規模保育事業所 B 型」といいます。）の設備の基準は、小規模保育事業 A 型の設備の基準を準用することとします。

(イ) 小規模保育事業所 B 型には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修を修了した者（「保育従事者」といいます。）、嘱託医及び調理員を置かなければならないこととします。

(ウ) 保育従事者の数は、次の表の左欄に掲げる乳幼児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める数の合計数に 1 を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とすることとします。

区 分	数
乳児	おおむね 3 人につき 1 人
満 1 歳以上満 3 歳未満の幼児	おおむね 6 人につき 1 人
満 3 歳以上満 4 歳未満の児童	おおむね 20 人につき 1 人
満 4 歳以上の児童	おおむね 30 人につき 1 人

ウ 小規模保育事業 C 型

(ア) 小規模保育事業 C 型を行う事業所（以下「小規模保育事業所 C 型」といいます。）の設備の基準を定めることとします。

(イ) 小規模保育事業所 C 型には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならないこととします。

(ウ) 家庭的保育者 1 人が保育することができる乳幼児の数は、3 人以下とします。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者とともに保育する場合には、5 人以下とします。

(エ) 小規模保育事業所 C 型は、児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項の規定にかかわらず、その利用定員を 6 人以上 10 人以下とすることとします。

(4) 居宅訪問型保育事業 <第 37 条から第 41 条まで関係>

居宅訪問型保育事業の基準を次のとおり定めます。

- ア 居宅訪問型保育事業者は、障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育等を提供することとします。
- イ 居宅訪問型保育事業者が当該事業を行う事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、保育の実施に必要な設備及び備品等を備えなければならないこととします。
- ウ 居宅訪問型保育事業において家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、1人とすることとします。
- エ 居宅訪問型保育事業者は、乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設その他の市の指定する施設を適切に確保しなければならないこととします。

(5) 事業所内保育事業 <第42条から第48条まで関係>

事業所内保育事業の基準を次のとおり定めます。

- ア 事業所内保育事業を行う者は、次の表の左欄に掲げる利用定員の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める数以上のその他の乳児又は幼児の定員枠を設けなければならないこととします。

利用定員数	その他の乳児又は幼児の数
1人以上5人以下	1人
6人以上7人以下	2人
8人以上10人以下	3人
11人以上15人以下	4人
16人以上20人以下	5人
21人以上25人以下	6人
26人以上30人以下	7人
31人以上40人以下	10人
41人以上50人以下	12人
51人以上60人以下	15人
61人以上70人以下	20人
71人以上	20人

- イ 利用定員が20人以上の保育所型事業所内保育事業所の設備の基準を定めることとします。
- ウ 利用定員が20人以上の保育所型事業所内保育事業所には、保育士、

嘱託医及び調理員を置かなければならないこととします。

エ 利用定員が20人以上の保育所型事業所内保育事業所の保育士の数は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める数の合計数以上とすることとします。

区 分	数
乳児	おおむね3人につき1人
満1歳以上満3歳未満の幼児	おおむね6人につき1人
満3歳以上満4歳未満の児童	おおむね20人につき1人
満4歳以上の児童	おおむね30人につき1人

オ 利用定員が19人以下の小規模型事業所内保育事業所には、保育従事者（保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修を修了した者）、嘱託医及び調理員を置かなければならないこととします。

カ 利用定員が19人以下の小規模型事業所内保育事業所の保育従事者の数は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とすることとします。

区 分	数
乳児	おおむね3人につき1人
満1歳以上満3歳未満の幼児	おおむね6人につき1人
満3歳以上満4歳未満の児童	おおむね20人につき1人
満4歳以上の児童	おおむね30人につき1人

### 3 その他

(1) 施行日は、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の施行の日とします。

(2) 施行日前から存在する施設が、条例の施行後に新たに認可を受けた場合に限り、施行日から5年を経過する日までの間、食事の提供に関する規定を適用しないとする経過措置を設けます。

(3) 施行日から5年を経過するまでの間、連携施設を確保しないことができるとする経過措置を設けます。

(4) 小規模保育事業B型及び利用定員が19人以下の小規模事業所内保育事

業の職員について、施行日から5年を経過するまでの間、家庭的保育者又は家庭的保育補助者を保育従事者とみなすとする経過措置を設けます。

(5) 小規模保育事業C型の利用定員を6人以上10人以下とする基準について、施行日から5年を経過する日までの間、6人以上15人以下とする経過措置を設けます。

(参考)

家庭的保育事業等は、原則として満3歳未満の保育を必要とする乳幼児を対象とした事業で、定員数や保育の実施場所等により、次の4類型に区分されます。

	家庭的保育事業	小規模保育事業	居宅訪問型保育事業	事業所内保育事業
内容	家庭的な雰囲気の下で、少人数を対象にきめ細かな保育を実施	比較的小規模で家庭的保育事業に近い雰囲気の下、きめ細かな保育を実施 規模に応じて以下の3つの類型があり。 A型：保育所分園に近いもの B型：保育所分園と家庭的保育の中間的なもの C型：家庭的保育に近いもの	住み慣れた居宅において、1対1を基本とするきめ細かな保育を実施 主に、特別なケアが必要な子どもや、保護者の夜間勤務等に対応	企業が主として従業員への仕事と子育ての両立支援策として実施 地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供
規模	少人数 (現行は家庭的保育者1人につき、子ども3人以下。ただし、家庭的保育補助者がいる場合は子ども5人以下。)	6～19人 (C型については10人以下。ただし、条例の施行から5年を経過する日までは15人以下。)	1対1が基本	様々 (数人～数十人程度)
場所	家庭的保育者の居宅その他様々なスペース	多様なスペース	利用する保護者・子ども居宅	事業所その他様々なスペース

件名	亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	健康福祉部 子ども総合センター 子ども家庭室
----	-----------------------------------	------------------------------

## 1 制定・改廃の背景と趣旨

一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を目指し、子ども・子育て支援新制度を実施するため、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成24年法律第67号）により児童福祉法が改正され、市町村は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を条例で定めることとされました。

条例で定める基準については、省令で定める基準に従い、又は参酌しなければならないこととされており、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号。平成26年4月30日公布。以下「省令」といいます。）によりその基準が示されたため、本条例を制定するものです。

## 2 制定内容

亀山市の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について、市の実情を踏まえて検討したところ、幼児期の学校教育及び保育の総合的な提供並びに地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する必要があるため、省令により示された基準と同様の基準を定めることとします。

＜第1条から第21条まで関係＞

- (1) 市は、放課後児童健全育成事業の最低基準を常に向上させるように努めるものとします。
- (2) 放課後児童健全育成事業を行う者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならないが、また、市長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、放課後児童健全育成事業者に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができることとします。
- (3) 放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、

地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならないこととします。

(4) 放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた、児童1人につきおおむね1.65㎡以上の専用区画を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならないこととします。

(5) 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならないこととします。

ア 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とします。ただし、その1人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者）をもつてこれに代えることができることとします。

イ 放課後児童支援員は、保育士の資格を有する者等であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならないこととします。

(6) 一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とすることとします。

(7) 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならないこととします。

(8) 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する時間について、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める時間以上を原則として、その地域における児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定めることとします。

区 分	時 間
小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業	1日につき8時間
小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業	1日につき3時間

- (9) 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する日数について、1年につき250日以上を原則として、その地域における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定めることとします。
- (10) 放課後児童健全育成事業者は、市、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならないこととします。

### 3 その他

- (1) 施行日は、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の施行の日とします。
- (2) 施行日前から存在する事業所に限り、当分の間、児童1人あたりの専用区画の面積をおおむね1.65㎡以上とする規定を適用しないとする経過措置を設けます。
- (3) 放課後児童支援員は、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならないとする規定について、平成32年3月31日までの間、平成32年3月31日までに研修を修了することを予定している者を含むものとする経過措置を設けます。
- (4) 施行日前から存在する事業者に関し、当分の間、一の支援の単位を構成する児童の数をおおむね40人以下であるとする規定を適用しないとする経過措置を設けます。

#### (参考)

放課後児童健全育成事業とは、労働等により保護者が昼間家庭にいない小学生児童を対象とし、放課後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び又は生活の場を与え、その健全な育成を図るものです。

件名	亀山市消防長及び消防署長の資格を定める条例	消防本部 消防総務室
<p><b>1 制定・改廃の背景と趣旨</b></p> <p>「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成25年法律第44号）により消防組織法が改正されました。これにより、これまで「市町村の消防長及び消防署長の任命資格を定める政令」（昭和34年政令第201号）で定められていた消防長及び消防署長の資格は、「市町村の消防長及び消防署長の資格の基準を定める政令」（平成25年政令第263号。平成25年9月6日公布。以下「政令」といいます。）で定める基準を参酌して、条例で定めることとされたため、本条例を制定するものです。</p> <p><b>2 制定内容</b></p> <p>消防長及び消防署長の資格の基準について、政令により示された基準を参酌し、市の実情に応じて基準を定めることとします。</p> <p style="text-align: right;">＜第1条から第3条まで関係＞</p> <p>(1) 消防長の資格</p> <p>ア 市の消防職員として消防事務に従事した者で、消防署長の職又は消防署長と同等以上の職に1年以上あったもの</p> <p>イ 市の行政事務に従事した者で、亀山市行政組織条例（平成17年条例第184号）第1条に定める部の長の職に2年以上あったもの</p> <p>(2) 消防署長の資格</p> <p>市の消防吏員として消防事務に従事した者で、消防司令以上の階級に1年以上あったもの</p> <p><b>3 その他</b></p> <p>(1) 施行日は、公布の日とします。</p> <p>(2) この条例の施行の際、現に消防長の職にある者は、その職にある間、消防長の資格を有する者とみなす経過措置を定めます。</p>		

(参考) 政令と条例の規定の比較

○消防長の資格関係

政令 (第1条)	条例 (第2条)
一 消防職員として消防事務に従事した者で、消防署長の職又は消防本部、消防学校若しくは消防職員及び消防団員の訓練機関における消防署長の職と同等以上と認められる職に1年以上あったものであること。	(1) 市の消防職員として消防事務に従事した者で、消防署長の職又は消防署長と同等以上の職に1年以上あったものであること。
二 消防団員として消防事務に従事した者で、消防団長の職に2年以上あったものであること。	<u>規定しません</u> 旧政令制定当時(昭和34年)は、消防が市町村の事務とされて間もない時期であり、消防職員のみでは消防長に適した人材が十分確保できないという事情から設けられたものであり、本市においては、現在そのような事情はないと判断できるため規定しません。
三 市町村の行政事務に従事した者で、市町村の長の直近下位の内部組織の長の職その他市町村におけるこれと同等以上と認められる職に2年以上あったものであること。	(2) 市の行政事務に従事した者で、亀山市行政組織条例(平成17年条例第184号)第1条に定める部の長の職に2年以上あったものであること。

○消防署長の資格関係

政令 (第2条)	条例 (第3条)
一 消防吏員として消防事務に従事した者で、消防司令以上の階級に1年(消防庁長官が定める教育訓練を消防大学校において受けた者については、1年から当該教育訓練の課程に応じ消防庁長官が定める期間を控除した期間)以上あったものであること。	市の消防吏員として消防事務に従事した者で、消防司令以上の階級に1年以上あったものであることとする。
二 消防吏員として消防事務に従事した者で、消防司令補以上の階級に3年(消防庁長官が定める教育訓練を消防大学校において受けた者については、3年から当該教育訓練の課程に応じ消防庁長官が定める期間を控除した期間)以上あったもの(前号に該当する者を除く。)であること。	<u>規定しません</u> 本市においては、他の要件を満たす者が十分存在し、人材確保が可能であるため規定しません。
三 消防団員として消防事務に従事した者であって、消防団の副団長等の職に3年以上あったもので、消防庁長官が定める教育訓練を消防大学校において受けたものであること。	<u>規定しません</u> 旧政令制定当時(昭和34年)は、消防が市町村の事務とされて間もない時期であり、消防職員のみでは消防長に適した人材が十分確保できないという事情から設けられたものであり、本市においては、現在そのような事情はないと判断できるため規定しません。

件名	亀山市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例	健康福祉部 地域福祉室
<p><b>1 制定・改廃の背景と趣旨</b></p> <p>「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第28号）により母子及び寡婦福祉法の一部が改正され、平成26年10月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものです。</p> <p><b>2 改正内容</b></p> <p>「母子及び寡婦福祉法」の題名が「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改正されたことから、条例で引用する法律名を改めます。 &lt;第2条関係&gt;</p> <p><b>3 その他</b></p> <p>施行日は、平成26年10月1日とします。</p>		

件名	亀山市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例	市民文化部 保険年金室
<p><b>1 制定・改廃の背景と趣旨</b></p> <p>「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第28号）により母子及び寡婦福祉法の一部が改正され、平成26年10月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものです。</p> <p><b>2 改正内容</b></p> <p>「母子及び寡婦福祉法」の題名が「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改正されたことから、条例で引用する法律名を改めます。</p> <p>また、法律において一人親家庭等の父について明確に定義されたことから、条例における一人親家庭等の父の定義の規定を改めます。</p> <p style="text-align: right;">＜第2条関係＞</p> <p><b>3 その他</b></p> <p>施行日は、平成26年10月1日とします。</p>		

件名	亀山市地区コミュニティセンター 一条例の一部を改正する条例	市民文化部 地域づくり支援室
----	----------------------------------	-------------------

### 1 制定・改廃の背景と趣旨

現在、活発な地域コミュニティ活動を展開していくため、活動拠点となる施設の整備・充実を図っています。現在の神辺地区コミュニティセンターについては、建物が狭あいかつ老朽化したため、改築工事を実施し、平成26年12月1日に新たな活動拠点となる施設に移転することから、所要の改正を行うものです。

### 2 改正内容

神辺地区コミュニティセンターの位置の改正を行います。 <第2条関係>

改正前	亀山市太岡寺町1296番地14
改正後	亀山市太岡寺町1259番地1

### 3 その他

施行日は、平成26年12月1日とします。